# 計量単位令 （平成四年政令第三百五十七号）

#### 第一条（繊度、比重その他の物象の状態の量）

計量法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物象の状態の量は、繊度、比重、引張強さ、圧縮強さ、硬さ、衝撃値、粒度、耐火度、力率、屈折度、湿度、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度とする。

#### 第二条（計量単位の定義）

法第三条に規定する計量単位の定義は、別表第一のとおりとする。

#### 第三条

法第四条第一項に規定する計量単位の定義は、別表第二のとおりとする。

##### ２

法第四条第二項に規定する計量単位の定義は、別表第三のとおりとする。

#### 第四条（十の整数乗を乗じたものを表す計量単位）

法第五条第一項の政令で定める計量単位は次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるものとする。

* 一  
  法第三条及び第四条に規定する計量単位（キログラム、分、時、度（角度の計量単位の度に限る。）、秒（角度の計量単位の秒に限る。）、平方メートル、立方メートル、毎秒、毎分、毎時、毎メートル、キログラム毎立方メートル、平方メートル毎秒、キログラム毎秒、キログラム毎分、キログラム毎時、立方メートル毎秒、立方メートル毎分、立方メートル毎時、デシベル、回毎分、回毎時、気圧、質量百分率、質量千分率、質量百万分率、質量十億分率、質量一兆分率、質量千兆分率、体積百分率、体積千分率、体積百万分率、体積十億分率、体積一兆分率、体積千兆分率及びピーエッチを除く。）に別表第四の上欄に掲げる接頭語（以下単に「接頭語」という。）を付したもの  
    
    
  接頭語を付した計量単位に接頭語に応じて別表第四の下欄に掲げる接頭語が表す乗数（以下単に「接頭語が表す乗数」という。）を乗じたもの
* 二  
  別表第五の第二欄に掲げる計量単位中の同表の第三欄に掲げる語に接頭語を付したもの  
    
    
  別表第五の第二欄に掲げる計量単位に同表の第四欄に掲げる乗数を乗じたもの
* 三  
  前号に掲げる計量単位（別表第五第一号から第四号までの第二欄に掲げる計量単位中の語に接頭語を付したものを除く。以下同じ。）に接頭語を付したもの  
    
    
  接頭語を付した前号に掲げる計量単位に接頭語が表す乗数を乗じたもの

#### 第五条（特殊の計量に用いる計量単位）

法第五条第二項の政令で定める特殊の計量並びにこれに用いる計量単位及びその定義は、別表第六のとおりとする。

#### 第六条（非法定計量単位の使用の禁止の特例）

法第八条第三項第三号の政令で定める者は、次のとおりとする。

* 一  
  日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者
* 二  
  日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第百二十七号）第三条に規定する者及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十九年政令第百二十九号）第三条に規定する国際連合の軍隊等

##### ２

法第八条第三項第三号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

* 一  
  前項各号に掲げる者相互間における取引又は証明
* 二  
  前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における日本船舶以外の船舶の修理に関する取引又は証明
* 三  
  前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における船舶による運送（日本各港の間においてする運送を除く。）に関する取引又は証明
* 四  
  前項第二号に掲げる者（合衆国軍隊及び国際連合の軍隊に限る。）と同項各号に掲げる者以外の者との間における取引又は証明

#### 第七条（非法定計量単位による目盛等を付した計量器）

法第九条第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

* 一  
  輸出すべき計量器
* 二  
  輸出すべき貨物の設計若しくは検査又は輸入する貨物の検査に用いる計量器であって、経済産業省令で定めるもの
* 三  
  前二号に掲げるものの検査に用いる計量器であって、経済産業省令で定めるもの

#### 第八条（ヤードポンド法による計量単位）

法附則第五条第一項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位及びその定義は、別表第七のとおりとする。

#### 第九条（航空に関する取引又は証明）

法附則第五条第二項第一号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

* 一  
  航空機の運航に関する取引又は証明
* 二  
  航空機による運送に関する取引又は証明
* 三  
  航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に関する取引又は証明

#### 第十条（輸入された商品）

法附則第五条第二項第二号の政令で定める商品は、次に掲げるものとして経済産業省令で定める商品であって、第八条に規定するヤードポンド法による計量単位（以下「ヤードポンド単位」という。）によって表記された物象の状態の量がヤードポンド単位以外の法定計量単位により併記されているものとする。

* 一  
  国際的にヤードポンド単位による表記が用いられている商品
* 二  
  主として日常生活の用に供される商品であって、これに付されたヤードポンド単位による表記を除去することが通常著しく困難であるもの

#### 第十一条（仏馬力）

法附則第六条第一項の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

* 一  
  内燃機関に関する取引又は証明
* 二  
  外燃機関に関する取引又は証明

##### ２

法附則第六条第二項の政令で定める仏馬力の定義は、ワットの七百三十五・五倍とする。

#### 第十二条（ヤードポンド法等の計量単位による目盛等を付した計量器）

法附則第九条第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

* 一  
  ヤードポンド単位による目盛又は表記を付した次に掲げる計量器であって、経済産業省令で定めるもの
* 二  
  内燃機関又は外燃機関の工率の計量に用いる計量器であって、仏馬力による目盛又は表記を付したもの

# 附　則

##### １

この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。  
ただし、第五条（別表第六第十二号及び第十三号に係る部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

##### ２

計量単位令（昭和二十八年政令第三百三十二号）及び計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令（昭和三十三年政令第三百二十九号）は、廃止する。

##### ３

平成九年九月三十日までは、別表第六第十一号中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

# 附則（平成九年一二月二五日政令第三八三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三一一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一三年九月五日政令第二八〇号）

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二五年九月二六日政令第二八七号）

##### １

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

# 附則（令和元年五月一七日政令第六号）

この政令は、令和元年五月二十日から施行する。